

亀岡市公報

発行所 亀岡市役所
 総務部 総務課
 TEL 0771-22-3131(代表)
 京都府亀岡市安町野々神8番地

目次

—— 規 則 ——

- 亀岡市事務分掌規則の一部改正
 (企画調整課) 3
- 亀岡市副市長事務担任規則の一部改正
 (企画調整課) 3
- 出納員及びその他の会計職員設置規則
 の一部改正 (健康増進課) 4
- 亀岡市国民健康保険条例施行規則等の
 一部改正 (総務課) 4
- 亀岡市特定環境保全公共下水道事業、
 農業集落排水事業及び小規模集合排水
 処理事業に地方公営企業法の規定の全
 部を適用すること等に伴う関係規則の
 整理に関する規則 (総務課) 5

—— 告 示 ——

- 亀岡市の特殊標章及び証明書に関する
 交付要綱及び亀岡市鳥獣の保護及び管
 理並びに狩猟の適正化に関する法律の
 施行に関する事務取扱要綱の一部改正
 (総務課) 6
- 亀岡市家庭向け自立型再生可能エネル
 ギー導入事業費補助金交付要綱の一部
 改正 (環境政策課) 6
- 亀岡市特定環境保全公共下水道事業、
 農業集落排水事業及び小規模集合排水
 処理事業に地方公営企業法の規定の全
 部を適用すること等に伴う関係告示の
 整理に関する告示 (総務課) 6

- 亀岡市シャチホコ広場にぎわいイベン
 ト支援補助金交付要綱の一部改正
 (商工観光課) 9
- 公示送達 (保険医療課) 10
- 放置自転車の撤去、保管 (土木管理課) 11
- 国民健康保険被保険者証の無効
 (保険医療課) 11
- 亀岡市プレミアム付商品券事業実施要
 綱 (商工観光課) 12

—— 訓 令 ——

- 亀岡市会計管理者の権限に属する事務
 の専決等に関する規程の一部改正
 (総務課) 21

—— 公 告 ——

- 亀岡市職員採用試験公告 (人事課) 22
- 一般競争入札(条件付き)の執行
 (契約検査課) 26
- 一般競争入札(条件付き)の執行
 (契約検査課) 30
- 一般競争入札(条件付き)の執行
 (契約検査課) 33
- 亀岡市都市計画公聴会の開催
 (都市計画課) 38
- 亀岡市都市計画公聴会の開催
 (都市計画課) 39
- 農用地利用集積計画の縦覧
 (農林振興課) 40

○一般競争入札（条件付き）にかかる特定建設工事共同企業体の公募 （契約検査課）	40	○参議院議員通常選挙における期日前投票所に係る投票管理者及び同職務代理者	57
○南丹都市計画地区計画案の縦覧 （都市計画課）	44	○参議院議員通常選挙での在外選挙人名簿に登録されている選挙人の国内における投票に係る期日前投票所の指定	58
○南丹都市計画地区計画案の縦覧 （都市計画課）	45	○指定在外選挙投票区の指定	59
○亀岡市大井町南部土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出 （都市計画課）	45	○参議院議員通常選挙における開票管理者及び同職務代理者	59
○亀岡市亀岡駅北土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出（都市計画課）	46	○参議院議員通常選挙の開票の場所及び日時	59
○一般競争入札（条件付き）の執行 （契約検査課）	47	○参議院議員通常選挙における亀岡市開票区の開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時	59
—— 任免及び辞令 ——		○参議院議員通常選挙の亀岡市開票区における開票立会人を定めるくじを行わない旨の告示	60
選挙管理委員会欄		農業委員会欄	
—— 告 示 ——		—— 公 告 ——	
○亀岡市条例の制定又は改廃、監査の請求及び合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数	53	○令和元年7月定例総会の開催	60
○亀岡市議会の解散請求並びに市長等の解職請求に要する有権者総数の3分の1の数	53	○令和元年8月定例総会の開催	61
○合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する有権者総数の6分の1の数	53	上下水道部欄	
○参議院議員通常選挙における投票管理者及び同職務代理者	54	—— 告 示 ——	
○参議院議員通常選挙における各投票区の投票所	55	○亀岡市指定給水装置工事業者廃止の告示	61
○参議院議員通常選挙における投票記載所の氏名掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時	56	○亀岡市下水道排水設備指定工事業者廃止の告示	61
○参議院議員通常選挙における期日前投票所	56	○亀岡市指定給水装置工事業者指定の告示	62
		○亀岡市下水道排水設備指定工事業者指定の告示	62

規則

亀岡市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年7月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第27号

亀岡市事務分掌規則の一部を改正する規則

亀岡市事務分掌規則（平成12年亀岡市規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第3生涯学習部の部文化・スポーツ課の項中「体育協会」を「スポーツ協会」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市副市長事務担任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年7月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第28号

亀岡市副市長事務担任規則の一部を改正する規則

亀岡市副市長事務担任規則（昭和38年亀岡市規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（担当事務）

第2条 副市長は、人権擁護に関する事務を所管するほかは、おおむね次の区分により事務を担任し調整を行う。

上席副市長

次席副市長の担当事務以外の事務

次席副市長

(1) 地方創生に関する事務

(2) その他市長が特に命じた事務

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

出納員及びその他の会計職員設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 7 月 1 日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第 2 9 号

出納員及びその他の会計職員設置規則の一部を改正する規則

出納員及びその他の会計職員設置規則（昭和 3 9 年亀岡市規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表中 4 1 の項を 4 2 の項とし、2 8 の項から 4 0 の項までを 1 項ずつ繰り下げ、2 7 の項の次に次の 1 項を加える。

28 亀岡市路上喫煙の規制に関する条例に係る過料の収納	健康増進課長	健康増進課担当職員	
-----------------------------	--------	-----------	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市国民健康保険条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 7 月 1 日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第 3 0 号

亀岡市国民健康保険条例施行規則等の一部を改正する規則

(亀岡市国民健康保険条例施行規則の一部改正)

第1条 亀岡市国民健康保険条例施行規則(昭和53年亀岡市規則第20号)の一部を次のように改正する。

別記第13号様式の2及び別記第17号様式の2中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(亀岡市介護保険条例施行規則の一部改正)

第2条 亀岡市介護保険条例施行規則(平成12年亀岡市規則第37号)の一部を次のように改正する。

別記第13号様式の2及び別記第13号様式の3中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(亀岡市屋外広告物の規制に関する基準等を定める規則の一部改正)

第3条 亀岡市屋外広告物の規制に関する基準等を定める規則(平成12年亀岡市規則第33号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業及び小規模集合排水処理事業に地方公営企業法の規定の全部を適用すること等に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和元年7月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第31号

亀岡市特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業及び小規模集合排水処理事業に地方公営企業法の規定の全部を適用すること等に伴う関係規則の整理に関する規則

(市長の権限に属する事務の一部を水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長に委任する規則の一部改正)

第1条 市長の権限に属する事務の一部を水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長に委任する規則(昭和42年亀岡市規則第17号)の一部を次のように改正する。

別表中「(4) 地域下水道事業に関すること。」を削る。

(漏水等に伴う地域下水道使用料の減額に関する規則の廃止)

第2条 漏水等に伴う地域下水道使用料の減額に関する規則(平成24年亀岡市規則第41号)は、廃止する。

(亀岡市地域下水道条例施行規則の廃止)

第3条 亀岡市地域下水道条例施行規則(平成13年亀岡市規則第16号)は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

告示

亀岡市告示第148号

亀岡市の特殊標章及び証明書に関する交付要綱及び亀岡市鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の施行に関する事務取扱要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年7月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市の特殊標章及び証明書に関する交付要綱及び亀岡市鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の施行に関する事務取扱要綱の一部を改正する告示

(亀岡市の特殊標章及び証明書に関する交付要綱の一部改正)

第1条 亀岡市の特殊標章及び証明書に関する交付要綱(平成20年亀岡市告示第46号)の一部を次のように改正する。

別図中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第3号様式及び別記第4号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(亀岡市鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の施行に関する事務取扱要綱の一部改正)

第2条 亀岡市鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の施行に関する事務取扱要綱(平成30年亀岡市告示第226号)の一部を次のように改正する。

別記第9号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この告示は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第149号

亀岡市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費補助金交付要綱(平成29年亀岡市告示第58号)の一部を次のように改正する。

令和元年7月1日

亀岡市長 桂川孝裕

第1条中「、亀岡市地球温暖化対策地域推進計画に基づき」を削る。

第2条中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第150号

亀岡市特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業及び小規模集合排水処理事業に地方公営企業法の規定の全部を適用すること等に伴う関係告示の整理に関する告示を次のように定める。

令和元年7月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業及び小規模集合排水処理事業に地方公営企業法の規定の全部を適用すること等に伴う関係告示の整理に関する告示

(亀岡市税等口座振替収納事務取扱要綱の一部改正)

第1条 亀岡市税等口座振替収納事務取扱要綱(昭和47年亀岡市告示第18号)の一部を次のように改正する。

第2条中「、地域下水道使用料」を削る。

別記第1号様式中

「

くらしの資金 貸付償還金					年 月分から
地域下水道使用料	水栓番号				年度 期分から

」

を

「

くらしの資金 貸付償還金					年 月分から
-----------------	--	--	--	--	--------

」

に改める。

別記第2号様式中

「

くらしの資金 貸付償還金					年 月分から
地域下水道使用料	水栓番号				年度 期分から

」

を

「

くらしの資金 貸付償還金					年 月分から
-----------------	--	--	--	--	--------

」

に改める。

(亀岡市安心長寿の福祉助成金交付要綱の一部改正)

第2条 亀岡市安心長寿の福祉助成金交付要綱(平成7年亀岡市告示第70号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第18条第1項」を「第31条第1項」に、「公共下水道の使用料」を「下水道使用料」に改め、同条第3号を削り、同条第4号を同条第3号とする。

第3条中「地域下水道及び」を削る。

第5条中「5・6期分」を「12月期分から3月期分まで」に、「1期分から4期分」を「4月期分から11月期分」に改める。

別記様式中

「

2 下水道	3 地域下水道	4 飲料水供給施設
水 栓 番 号	水 栓 番 号	水 栓 番 号
—	—	—

」を

「

2 下水道	3 飲料水供給施設
水 栓 番 号	水 栓 番 号
—	—

」に、

「

番号	納 付 済 期		番号	納 付 済 期	
	前 年 度	5・6		前 年 度	5・6
	当 該 年 度	1・2・3・4		当 該 年 度	1・2・3・4

」

を

「

番号	納 付 済 期		番号	納 付 済 期	
	前 年 度	12・1・2・3		前 年 度	12・1・2・3
	当 該 年 度	4・5・6・7・8・9・10・11		当 該 年 度	4・5・6・7・8・9・10・11

」

に改める。

(亀岡市浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱の一部改正)

第3条 亀岡市浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱(平成4年亀岡市告示第11号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「の認可を受けた」を「に規定する」に、「亀岡市地域下水道事業」を「農業集落排水処理施設及び小規模集合排水処理施設」に改める。

(亀岡市商工業振興公共下水道助成金交付要綱の一部改正)

第4条 亀岡市商工業振興公共下水道助成金交付要綱(平成19年亀岡市告示第2号)の一部を次のように改正する。

第4条中「5・6期分」を「12月期分から3月期分まで」に、「1期分から4期分」を「4月期分から11月期分」に改める。

別記様式中

「

期別	排水量	期別	排水量	期別	排水量
5		6		1	
2		3		4	

」を

「

期別	排水量	期別	排水量	期別	排水量
1 2		1		2	
3		4		5	
6		7		8	
9		1 0		1 1	

」に改める。

(亀岡市特定環境保全公共下水道に係る水洗便所改造資金融資あっせん制度に関する要綱の廃止)
 第5条 亀岡市特定環境保全公共下水道に係る水洗便所改造資金融資あっせん制度に関する要綱
 (平成13年亀岡市告示第58号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、告示の日から実施する。

(亀岡市安心長寿の福祉助成金交付要綱に関する経過措置)

- 2 改正後の亀岡市安心長寿の福祉助成金交付要綱第5条の規定中「前年度の12月期分から3月期分」とあるのは、令和元年度の助成に係る分に限り、「前年度の5・6期分」と読み替えるものとする。

(亀岡市商工業振興公共下水道助成金交付要綱に関する経過措置)

- 3 改正後の亀岡市商工業振興公共下水道助成金交付要綱第4条の規定中「前年度の12月期分から3月期分」とあるのは、令和元年度の助成に係る分に限り、「前年度の5・6期分」と読み替えるものとする。

「揭示済」

亀岡市告示第151号

亀岡市シャチホコ広場にぎわいイベント支援補助金交付要綱(平成29年亀岡市告示第67号)の一部を次のように改正する。

令和元年7月1日

亀岡市長 桂川孝裕

題名中「シャチホコ広場」を「光秀（シャチホコ）広場」に改める。

第1条、第2条第1号、第4条第2号及び第7条から第11条までの規定中「シャチホコ広場」を「光秀（シャチホコ）広場」に改める。

別記第1号様式から別記第5号様式までの規定中「シャチホコ広場」を「光秀（シャチホコ）広場」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第152号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市環境市民部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和元年7月4日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

	送達する書類			送達を受けるべき者	
				住 所	氏 名
1	決定通知書	平成31年度	国民健康保険料	省略	省略
2	決定通知書	平成31年度	国民健康保険料	省略	省略
3	決定通知書	平成31年度	国民健康保険料	省略	省略
4	更正・決定通知書	平成30年度	国民健康保険料	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「掲示済」

亀岡市告示第153号

亀岡市放置自転車の防止に関する条例（平成5年亀岡市条例第14号）第11条の規定により、放置自転車の撤去、保管について次のとおり告示する。

令和元年7月17日

亀岡市長 桂川孝裕

1 撤去した理由

亀岡市放置自転車の防止に関する条例第9条に違反して、自転車放置禁止区域に放置されていたため。

2 撤去した区域

JR千代川駅前自転車放置禁止区域

3 撤去した日時

令和元年7月12日（金）

午後1時～午後3時

4 撤去し、保管した台数 1台

5 保管場所 JR馬堀駅前自転車等駐車場

6 保管期間 告示の日から3箇月間

7 返還期間

月曜日～土曜日 午前10時～午後7時

8 返還を受けるための手続き

① 撤去された自転車は、保管場所で引き取ることができる。

② 返還の申請には、自転車の鍵、印鑑、住

所・氏名を明らかにできるものが必要である。

③ 撤去・保管に要した費用として1台2,000円を負担する。

9 引取りのない場合の措置

保管期間を経過しても引き取りのない自転車は、関係法令等の規定により処分する。

※ 連絡先 まちづくり推進部 土木管理課
電話 0771 (25) 5043

「掲示済」

亀岡市告示第154号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

令和元年7月29日

亀岡市長 桂川孝裕

記

亀1403-85013

1 当該者生年月日

昭和20年4月5日

2 保 険 者

亀岡市（26-007-5）

京都府亀岡市安町野々神8番地

3 交付した日

平成30年4月1日

4 無効になる日

令和元年7月29日

「掲示済」

亀岡市告示第155号

亀岡市プレミアム付商品券事業実施要綱を次のように定める。

令和元年7月30日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市プレミアム付商品券事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、消費税・地方消費税率引上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするため、低所得者・子育て世帯向けのプレミアム付商品券の発行・販売等の事業について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) プレミアム付商品券 前条の目的を達するために、亀岡市（以下「市」という。）によって販売される商品券をいう。
- (2) 購入対象者 別記に掲げる者をいう。
- (3) 購入引換券 プレミアム付商品券を購入するために、市が発行する文書をいう。
- (4) 特定取引 プレミアム付商品券が対価の弁済手段として使用される物品（有価証券、前払式証票その他これらに類するものを除く。）の購入若しくは借り受け又は役務の提供をいう。
- (5) 特定事業者 特定取引を行い、受け取ったプレミアム付商品券の換金を申し出ることができる事業者として登録された者をいう。

- (6) 販売事業者 購入引換券を持参する購入対象者に対し、プレミアム付商品券の販売事務を行う事業者をいう。

（プレミアム付商品券の販売等）

第3条 市は、この要綱に定めるところにより、購入対象者にプレミアム付商品券を販売する。

2 プレミアム付商品券の販売額は、以下のとおりとする。

- (1) 扶養外住民税非課税者一人につき、2万5千円分のプレミアム付商品券を2万円で販売すること。
 - (2) 三歳未満児子育て世帯主、基準日C子育て世帯主及び基準日D子育て世帯主（以下この号及び第7条第5項において「対象世帯主」という。）一人につき、2万5千円に当該対象世帯主の世帯に属する対象児童の数を乗じた金額分のプレミアム付商品券を2万円で当該対象児童の数を乗じた金額で販売すること。
 - (3) 別記2の(4)の規定により購入対象者となる対象児童（別記3の(3)及び別記4の(3)において準用する場合を含む。以下第7条第5項において同じ。）一人につき、2万5千円分のプレミアム付商品券を2万円で販売すること。
 - (4) 別記2の(5)の規定により購入対象者となるDV避難者（別記3の(3)及び別記4の(3)において準用する場合を含む。以下第7条第5項において同じ。）一人につき、2万5千円に当該DV避難者に同伴する対象児童の数を乗じた金額分のプレミアム付商品券を2万円で当該対象児童の数を乗じた金額で販売すること。
- 3 プレミアム付商品券の販売単位は、一単位当たり4千円とする。
- 4 プレミアム付商品券の一枚あたりの額面は、5百円とする。
- （プレミアム付商品券の使用範囲等）

第4条 プレミアム付商品券は、特定事業者との間における特定取引においてのみ使用することができる。

2 プレミアム付商品券の使用期間は、令和元年10月1日から令和2年3月1日までの間とする。

3 特定取引に使用されたプレミアム付商品券の券面金額の合計額が特定取引の対価を上回るときは、特定事業者からの当該上回る額に相当する金銭の支払いは行われぬものとする。

4 プレミアム付商品券は、転売、譲渡及び換金を行うことができない。

5 プレミアム付商品券は、交付された本人又はその代理人若しくは使用者に限り使用することができる。

6 プレミアム付商品券は、以下に掲げる物品及び役務の提供を受けるために使用することはできない。

- (1) 不動産や金融商品
- (2) たばこ
- (3) 商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- (5) 国税、地方税や使用料などの公租公課

（購入引換券の交付申請）

第5条 別記1（扶養外住民税非課税者）の購入対象者のうち、購入引換券の交付を希望する者は、購入引換券交付申請書により次に掲げる住所及び商工観光課への郵送により又は商工観光課の窓口において申請を行う。

住所 郵便番号621-8501

亀岡市安町野々神8番地 商工観光課

2 前項による交付申請期間は、令和元年8月5日より令和元年11月29日までの間とする。

る。

（代理人による購入引換券の交付申請）

第6条 申請者に代わり、代理人として前条の規定による申請を行うことができる者は、原則として次の各号に掲げる者に限る。

- (1) 平成31年1月1日時点での申請者の属する世帯の世帯構成者
- (2) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人）
- (3) 親族その他の平素から申請者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認める者

2 市は、代理人が前項第1号の者にあつては、住民基本台帳により、また、同第2号及び第3号の者にあつては、市長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

（購入引換券の交付の決定）

第7条 市長は、第5条の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、購入引換券の交付を決定し、当該購入対象者に対し購入引換券を交付する。ただし、内容に疑義がある場合には、市から当該購入対象者に対し電話により連絡し、必要な資料や説明を求めるものとする。

2 別記1(4)に規定する児童等については、当該児童等分の購入引換券につき別記1(4)に規定する保護者から代理申請があつた場合でも、不交付決定とする（市において、当該児童等の入所等の事実を把握した時点で、当該児童等に係る購入引換券の代理申請について、交付決定が既に行われている場合を除く。）。

3 別記1(5)に規定する者が同項に規定する申出を行った場合は、当該者分の購入引換券につき、基準日時点の住民票において当該者と同一世帯である者から代理申請があつた場合でも、不交付決定とする（申出が、当該者の

基準日時点の住民票が所在する市町村（特別区を含む。）に到達した時点で、当該購入引換券の代理申請について、交付決定が既に行われている場合を除く。）。

4 別記1(6)に規定する者については、当該者分の購入引換券につき別記1(6)に規定する養護者から代理申請があった場合でも、不交付決定とする（市において、当該者の入所等の事実を把握した時点で、当該者に係る購入引換券の代理申請について、交付決定が既に行われている場合を除く。）。

5 市長は、第5条の規定にかかわらず、別記2から4の対象世帯主、別記2の(4)の規定により購入対象者となる対象児童及び別記2の(5)の規定により購入対象者となるDV避難者に対して、購入引換券を交付する。

（転入者による購入引換券の引換申請）

第8条 市に転入した購入対象者が市にプレミアム付商品券の引換の申請をするときは、市が別に指定した場所において、他の市町村により交付された購入引換券を提出する。また、この場合、市は、公的身分証明書の写し等市の指定する本人を確認できる書類を提出又は提示を求めること等市の指定する方法により、購入対象者が当該購入対象者本人であることを確認する。

（プレミアム付商品券の販売）

第9条 購入引換券の交付を受けた購入対象者、その代理人又は使用者は、市が別に指定した場所において当該購入対象者に交付された購入引換券を提示することにより、プレミアム付商品券を購入することができる。また、この場合、市は、公的身分証明書の写し等市長が別に定める本人を確認できる書類を提出又は提示を求めること等市長が別に定める方法により、当該購入対象者、その代理人又は使用者が本人であることを確認する。ただし、購入対象者の代理人又は使用者については、代理権

等を示す書類を提示する等市長が別に定める方法により、当該購入対象者の代理人又は使用者であることを確認する。

2 市は、プレミアム付商品券を販売する際は、購入引換券の購入確認欄に第3条第3項の販売単位一単位当たり一回、市が別に定める確認印を押印する。

3 前項の確認印を五回押印した購入引換券については、購入対象者の氏名及び住所の箇所に確認印を押印し、近傍に失効と朱書きすることをもって失効させる。

4 プレミアム付商品券の販売期間は、令和元年10月1日から令和2年1月31日までの間とし、詳細な販売日時については、市が別に定める。

（特定事業者の登録等）

第10条 市は、別に作成する募集要項を公示して特定事業者を募集し、応募した事業者を登録の上、当該特定事業者に特定事業者登録証明書を交付する。

2 市内の商店街振興組合（商工会、事業協同組合等）は、その構成員である事業者に代わって、前項の応募をすることができる。

（特定事業者の責務）

第11条 特定事業者は、特定取引においてプレミアム付商品券の受け取りを拒んではならないこと、プレミアム付商品券の交換、譲渡及び売買を行ってはならないこと、市と適切な連携体制を構築することその他の前条第1項の募集要項に定める事項を遵守しなければならない。

2 市は、特定事業者が前条第1項の募集要項に反する行為を行ったときは、当該特定事業者の登録を取り消すことができる。

（プレミアム付商品券の換金手続）

第12条 市は、特定取引においてプレミアム付商品券が使用された場合は、関係特定事業者に対し、その券面金額に相当する金銭を支

払うものとする。

2 前項の場合において、特定事業者は、市に第10条第1項の規定により交付を受けた特定事業者登録証明書を提示するとともに、令和2年3月1日までの特定取引において受け取ったプレミアム付商品券を提出して、券面記載の金額での換金を申し出る。

3 換金の方法は、特定事業者の預金口座への振替の方法による。口座振替は、別に市が指定する日において、申出を受けたプレミアム付商品券について行う。

4 特定事業者は、市に対し、令和2年3月13日までにプレミアム付商品券の換金を申し出なければならない。

(プレミアム付商品券に関する周知等)

第13条 市長は、プレミアム付商品券事業の実施に当たり、購入対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第14条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、購入対象者から第5条第2項の申請期限までに第5条第1項の規定による申請が行われなかった場合、購入対象者がプレミアム付商品券の購入を辞退したものとみなす。

2 市長が第7条の規定による交付決定を行った後、申請書の不備等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず申請書の補正が行われず、購入対象者の責に帰すべき事由により交付ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第15条 市長は、購入引換券の交付後であって令和2年3月31日までに当該交付された者が購入対象者の要件に該当しない者(以下「返還対象者」という。)であることを把握した時は、把握した時期に応じて、以下のと

おり対応する。

(1) 返還対象者が商品券を購入する前にあっては、返還対象者に購入引換券の返還を求める。

(2) 返還対象者が商品券を購入した後、かつ、商品券を使用する前にあっては、返還対象者に商品券の返還を求め、商品券の返還が行われた後、返還された商品券の購入代金を返還するとともに、返還対象者が引き続き購入引換券を所持している場合には、前号と同様の措置を講ずる。

(3) 返還対象者が商品券を使用した後については、返還対象者に商品券を使用した額のうち、国の補助対象に相当する金額の返還を求めるとともに、返還対象者が引き続き商品券や購入引換券を所持している場合には、前号と同様の措置を講ずる。

(その他)

第16条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施し、平成31年4月1日から適用する。

別記(第2条、第5条及び第7条関係)

商品券の購入対象者(以下「購入対象者」という。)は、次の1から4に掲げる者であること。

1 扶養外住民税非課税者

(1) 購入対象者となる扶養外住民税非課税者は、次の要件に該当する者であること。

ア 平成31年1月1日(以下「基準日A」という。)において、市の住民基本台帳に記録されている者(基準日A以前

に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定に基づき住民票を消除されていた者で、基準日Aにおいて、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日Aの翌日以後初めて市の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。）

イ 平成31年度分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条（同法第736条第3項で準用する場合を含む。）の規定によって課する所得割を除く。以下このイにおいて「市町村民税」という。）が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者（当該市町村民税が課されている者（当該市町村民税を免除された者を除く。）の扶養親族等（当該市町村民税が課されている者（当該市町村民税を免除された者を除く。）と生計を一にする配偶者及び同法の規定による扶養親族並びに同法の規定による青色事業専従者及び白色事業専従者をいう。以下同じ。）を除く。）

(2) (1)の規定にかかわらず、基準日Aにおいて、次のいずれかに該当する者は、購入対象者としなすこと。

ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者（ただし、基準日Aに保護が停止されていた者及び平成31年1月2日から令和元年10月1日までの間に保護が廃止され、又は停止された者を除く。）

イ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平

成6年法律第30号）に基づく支援給付（以下このイにおいて「支援給付」という。）の受給者（ただし、基準日Aに支援給付の支給が停止されていた者及び平成31年1月2日から令和元年10月1日までの間に支援給付の支給が廃止され、又は停止された者を除く。）

ウ ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成20年法律第82号）第15条第3項の規定によるハンセン病療養所非入所者給与金の受給者（救護加算（ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則（平成21年厚生労働省令第75号）第15条第3項に規定する援護加算をいう。以下このウにおいて同じ。）の受給者に限り、基準日Aに援護加算の認定を停止されていた者及び平成31年1月2日から令和元年10月1日までの間に援護加算の認定を廃止され、又は停止された者を除く。）

エ ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第19条の規定による援護（以下このエにおいて「援護」という。）を受けている者（基準日Aに援護が停止されていた者及び平成31年1月2日から令和元年10月1日までの間に援護が廃止され、又は停止された者を除く。）

(3) (1)の規定にかかわらず、次のア又はイに掲げる者に該当するものは、購入対象者としなすこと。

ア 基準日Aから購入引換券の交付が決定される日（以下「交付決定日」という。）までに死亡した者

イ 交付決定日において、日本の国籍を有しない者のうち、住民基本台帳法第30条の45の表の上欄に掲げる者に該当しないもの

(4) 基準日Aにおいて、以下のアからカまで

のいずれかに該当する児童等（児童（基準日Aにおいて満18歳に満たない者（平成13年1月3日以降に生まれた者）をいう。以下同じ。）及び児童以外の者（児童以外の基準日Aにおいて、原則として満22歳に達する日の属する年度の末日までにある者（疾病等やむを得ない事情による休学等により、当該年度の末日を越えて在学している場合を含む。））をいう。以下同じ。）については、(1)のアの要件の適用に当たっては、当該児童等を以下のアからカまでの措置等を実施している施設等の所在する市町村の住民とみなし（当該児童等が当該市町村の住民でない場合に限る。）、(1)のイの要件の適用に当たっては、当該児童等の保護者（児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する保護者をいう。以下同じ。）の扶養親族等には該当しないものとみなすこと。ただし、基準日Aにおいて、以下のウ、エ又はカに該当する満15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した児童等である父又は母（以下この(4)において「児童等である父又は母」という。）がその子である児童（以下この(4)において「子である児童」という。）と同一の施設に入所している場合については、当該児童等である父又は母及び子である児童は、児童等である父又は母の保護者の扶養親族等には該当しないものとみなすが、子である児童については、児童等である父又は母の扶養親族等とみなすこと。

ア 児童福祉法の規定により同法に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法に規定する里親に委託されている児童等（保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において養育することが一時的に困難となったことに伴い、2か月以内

の期間を定めて行われる委託をされている者を除き、児童以外の者にあつては、同法の規定及び「社会的養護自立支援事業等の実施について（平成29年3月31日付雇児発0331第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」により、委託されているものに限る。）

イ 児童福祉法の規定により障害児入所給付費の支給を受けて若しくは同法の規定により入所措置が採られて同法に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）に入所し、若しくは同法の規定により同法に規定する指定医療機関（以下「指定医療機関」という。）に入院し、又は同法の規定により入所措置が採られて同法に規定する乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設（以下「乳児院等」という。）に入所している児童等（当該児童心理治療施設又は児童自立支援施設に通う者並びに2か月以内の期間を定めて行われる障害児入所施設への入所若しくは指定医療機関への入院又は保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2か月以内の期間を定めて行われる乳児院等への入所をしている者を除き、児童以外の者にあつては、同法の規定及び「社会的養護自立支援事業等の実施について」により、入所又は入院している者に限る。）

ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）の規定により同法に規定する介護給付費等の支給を受けて又は身体障害者福祉法（昭和24年法律第

283号)若しくは知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)の規定により入所措置が採られて、障害者支援施設(障害者総合支援法に規定する障害者支援施設をいう。)又はのぞみの園(独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14年法律第167号)の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。)に入所している児童(2か月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童のみで構成する世帯に属している者に限る。)

エ 売春防止法(昭和31年法律第118号)に規定する婦人保護施設に入所している児童等(2か月以内の期間を定めて行われる入所をしている者及び一時保護委託がされている者を除き、児童等のみで構成する世帯に属している者に限る。)

オ 児童福祉法の規定により同法に規定する児童自立生活援助事業における住居に入居している児童等(2か月以内の期間を定めて行われる入居をしている者を除き、児童以外の者にあつては、同法の規定及び「社会的養護自立支援事業等の実施について」により、入居している者に限る。)

カ 児童福祉法の規定により同法に規定する母子生活支援施設に入所している児童等(2か月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童等のみで構成する世帯に属している者に限る。)

(5) 基準日Aにおいて、配偶者からの暴力を理由に避難し、配偶者と生計を別にしている者(以下「DV避難者」という。)及びその同伴者であつて、基準日Aにおいて居住している市町村(以下「居住市町村」と

いう。)にその住民票を移していないものについては、次に掲げるアの要件を満たし、かつ、イからエまでに掲げる要件のいずれかを満たしており、その旨を居住市町村に申し出た場合には、(1)のアの要件の適用に当たっては、当該DV避難者を居住市町村の住民とみなし(当該者が当該居住市町村の住民でない場合に限る。)、(1)のイの要件の適用に当たっては、その配偶者の扶養親族等には該当しないものとみなすこと。

ア 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)上、その配偶者と別の世帯に属し、国民健康保険に加入していること又は健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号。他の法律において準用する場合を含む。)若しくは地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の規定によるその配偶者の被扶養者となっていないこと。

イ その配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第10条に基づく保護命令(同条第1項第1号に基づく接近禁止命令又は同項第2号に基づく退去命令)が出されていること。

ウ 婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」(地方公共団体の判断により、婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターが発行した証明書を含む。)が発行されていること。

エ 基準日Aの翌日以降に住民票が居住市町村へ移され、住民基本台帳事務処理要領(昭和42年自治振第150号等自治省行政局長等通知)に基づくドメスティック・バイオレンス、ストーカー行

為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置の対象となっていること。

- (6) 基準日Aにおいて、以下のア又はイのいずれかに該当する者については、(1)のイの要件の適用に当たっては、当該者の養護者の扶養親族等には該当しないものとみなすこと。

ア 障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）に規定する障害者をいう。）のうち、養護者（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）に規定する養護者をいう。）から虐待を受けたことにより、同法第9条第2項の規定による入所又は入居（以下「入所等」という。）の措置が採られている者（2か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）

イ 高齢者（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第1項に規定する高齢者をいう。）のうち、養護者（同条第2項に規定する養護者をいう。）から虐待を受けたことにより、同法第9条第2項の規定による入所等の措置が採られている者（2か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）

2 三歳未満児子育て世帯主

- (1) 購入対象者となる三歳未満児子育て世帯主は、令和元年6月1日（以下「基準日B」という。）において、市の住民基本台帳に記録されている者（基準日B以前に、住民基本台帳法第8条の規定に基づき住民票を削除されていた者で、基準日Bにおいて、日本国内で生活していたが、いずれの

市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日Bの翌日以後に初めて市の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。以下(2)において「基準日B住民」という。）であって、(2)に規定する対象児童の属する世帯の世帯主であること。

- (2) 対象児童は、基準日B住民であって、平成28年4月2日以降に出生した者であること。ただし、対象児童が、次のア又はイに掲げる者に該当するものであるときは、対象児童には該当しないものとみなすこと。

ア 基準日Bから交付決定日までの間に死亡した者

イ 交付決定日において、日本の国籍を有しない者のうち、住民基本台帳法第30条の45の表の上欄に掲げる者に該当しないもの

- (3) (1)の規定にかかわらず、次のアからウまでに掲げる者のいずれかに該当するものは、購入対象者に該当しないものとし、交付決定日において当該者に係る対象児童の属する世帯の世帯主となっている者を購入対象者に該当するものとみなすこと。

ア 基準日Bから交付決定日までの間に死亡した者

イ 交付決定日において、国外に転出している者

ウ 交付決定日において、日本の国籍を有しない者のうち、住民基本台帳法第30条の45の表の上欄に掲げる者に該当しないもの

- (4) (1)から(3)の規定にかかわらず、対象児童が基準日Bにおいて、1の(4)のアからカまでのいずれかに該当する場合、又は、基準日Bにおいて1の(4)のアからカまでのいずれにも該当しなかった対象児童が、交付決定日において1の(4)のアからカまでのいずれかに該当する場合には、当該対象児童を

購入対象者とする。ただし、基準日Bにおいて、当該対象児童の属する世帯に世帯主がいる場合は、当該世帯主を当該対象児童に係る三歳未満子育て世帯主としないこと。

- (5) (1)から(3)の規定にかかわらず、対象児童が1の(5)に規定するDV避難者の同伴者である場合であって、基準日Bにおいて居住市町村にその住民票を移しておらず、1の(5)に掲げるアの要件を満たし、かつ、イからエまでに掲げる要件のいずれかを満たしており、その旨を当該DV避難者が居住市町村に申し出たときは、当該DV避難者及びその同伴者である対象児童を居住市町村の住民とみなす（当該DV避難者及び当該対象児童が当該市町村の住民でない場合に限る。）とともに、当該DV避難者に同伴する対象児童を、当該DV避難者の配偶者である三歳未満子育て世帯主の世帯に属する対象児童から除外した上で、当該DV避難者を世帯主とする当該DV避難者及び当該DV避難者に同伴する対象児童のみが属する世帯が構成されているものとみなし、当該DV避難者を購入対象者とする。

3 基準日C対象児童に係る子育て世帯主

- (1) 2の規定にかかわらず、令和元年7月31日（以下「基準日C」という。）において、市の住民基本台帳に記録されている者（基準日C以前に、住民基本台帳法第8条の規定に基づき住民票を消除されていた者で、基準日Cにおいて、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日Cの翌日以後に初めて市の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。以下(2)において「基準日C住民」という。）であって、(2)に規定する基準日C対象児童の属する世帯の世帯主（以下「基準日C子育

て世帯主」という。）についても購入対象者とする。

- (2) 基準日C対象児童は、基準日C住民であって、令和元年6月2日以降に出生した者であること。ただし、当該基準日C対象児童が、次のア又はイに掲げる者に該当するものであるときは、基準日C対象児童には該当しないものとみなすこと。

ア 基準日Cから交付決定日までの間に死亡した者

イ 交付決定日において、日本の国籍を有しない者のうち、住民基本台帳法第30条の45の表の上欄に掲げる者に該当しないもの

- (3) 第3条第2項第2号及び2の(3)から(5)の規定は、基準日C子育て世帯主及び基準日C対象児童について準用すること。これらの規定中「三歳未満子育て世帯主」とあるのは「基準日C子育て世帯主」と、「対象児童」とあるのは「基準日C対象児童」と、「基準日B」とあるのは「基準日C」と読み替えること。

4 基準日D対象児童に係る子育て世帯主

- (1) 2及び3の規定にかかわらず、令和元年9月30日（以下「基準日D」という。）において、市の住民基本台帳に記録されている者（基準日D以前に、住民基本台帳法第8条の規定に基づき住民票を消除されていた者で、基準日Dにおいて、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日Dの翌日以後に初めて市の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。以下(2)において「基準日D住民」という。）であって、(2)に規定する基準日D対象児童の属する世帯の世帯主（以下「基準日D子育て世帯主」という。）についても、購入対象者とする。

(2) 基準日D対象児童は、基準日D住民であって、令和元年8月1日以降に出生した者であること。ただし、当該基準日D対象児童が、次のア又はイに掲げる者に該当するものであるときは、基準日D対象児童には該当しないものとみなすこと。

ア 基準日Dから交付決定日までの間に死亡した者

イ 交付決定日において、日本の国籍を有しない者のうち、住民基本台帳法第30条の45の表の上欄に掲げる者に該当しないもの

(3) 第3条第2項第2号及び2の(3)から(5)の規定は、基準日D子育て世帯主及び基準日D対象児童について準用すること。これらの規定中「三歳未満児子育て世帯主」とあるのは「基準日D子育て世帯主」と、「対象児童」とあるのは「基準日D対象児童」と、「基準日B」とあるのは「基準日D」と読み替えること。

「揭示済」

訓令

亀岡市訓令第5号

庁中一般

亀岡市会計管理者の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年7月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市会計管理者の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する訓令

亀岡市会計管理者の権限に属する事務の専決等に関する規程（平成18年亀岡市訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中「（地域下水道使用料を含む。）」を削る。

附 則

この訓令は、令和元年7月1日から施行する。

公 告

亀岡市公告第38号

亀岡市職員採用試験公告

亀岡市職員採用試験を次のとおり実施する。

令和元年7月1日

亀岡市長 桂川孝裕

1 試験区分及び採用予定人数

試験区分	行 政						保育士・幼稚園教諭	保健師
	かめおか・未来・チャレンジ方式		一般方式					
	事務Ⅰ	土木Ⅰ	事務Ⅰ	事務Ⅲ	土木Ⅰ	土木Ⅲ		
採用予定人数	事務Ⅰ・事務Ⅲで若干名	土木Ⅰ・土木Ⅲで若干名	事務Ⅰ・事務Ⅲで若干名		土木Ⅰ・土木Ⅲで若干名		若干名	若干名

※かめおか・未来・チャレンジ方式と一般方式を重複して受験することはできません。

2 受験資格

(1) 次に該当する人が受験できる。

[かめおか・未来・チャレンジ方式]

ア 行政（事務Ⅰ）（上級）

昭和59年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学を卒業した人又は令和2年3月31日までに卒業する見込みの人（独立行政法人大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与された人、又は令和2年3月31日までに授与される見込みの人）も大学卒を含む。）

イ 行政（土木Ⅰ）（上級）

昭和59年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を含む。）において土木工学に関する課程を修得し卒業した人又は令和2年3月31日までに修得し卒業する見込みの人（独立行政法人大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与された人、又は令和2年3月31日までに授与される見込みの人）も大学卒を含む。）

[一般方式]

ウ 行政（事務Ⅰ）（上級）

平成5年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた人

エ 行政（事務Ⅲ）（初級）

平成10年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた人

オ 行政（土木Ⅰ）（上級）

平成5年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を含む。）において土木工学に関する課程を修めた人又は令和2年3月31日までに修める見込みの人

カ 行政（土木Ⅲ）（初級）

平成10年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた人で、学校教育法による高等学校等において土木系の課程を修めた人又は令和2年3月31日までに修める見込みの人

キ 行政（学芸員）（上級）

昭和59年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を日本史学専攻で卒業（令和2年3月31日までに卒業見込みを含む。）し、学芸員資格を有しており（令和2年3月31日までに取得見込みを含む。）、次のいずれかに該当する人（独立行政法人大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与された人又は令和2年3月31日までに授与される見込みの人も大学卒に含む。）

(ア) 博物館などの歴史分野の調査等について、知識・経験を有する人

(イ) 埋蔵文化財の発掘調査について、知識・経験を有する人

ク 保育士・幼稚園教諭

昭和59年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた人で、保育士資格及び幼稚園教諭資格を有する人（令和2年3月31日までに取得見込みを含む。）

ケ 保健師

昭和59年4月2日以降に生まれた人で、保健師資格を有する人（令和元年度中に実施される国家試験において免許取得見込みを含む。）

(2) 次に掲げる条件のいずれかに該当する人は受験することができない。

ア 成年被後見人又は被保佐人

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

ウ 公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党、その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 1次試験

(1) かめおか・未来・チャレンジ方式のみ

ア 方法

集団面接試験、論文試験

イ 日時・場所

令和元年9月22日（日）午前10時50分から『亀岡市役所』において行う。

(2) 全ての区分（かめおか・未来・チャレンジ方式を除く。）

ア 方法

行政（事務Ⅰ・Ⅲ、土木Ⅰ・Ⅲ、学芸員）、保育士・幼稚園教諭、保健師

試験区分		試験方法	試験科目	出題分野（予定）
行政 （一般方式）	事務Ⅰ	筆記試験 （多肢選択式）	教養試験	時事、社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能
	事務Ⅲ			
	土木Ⅰ			
	土木Ⅲ			
	学芸員			
保育士・幼稚園教諭			専門試験	社会福祉、児童家庭福祉（社会的養護を含む。）、保育の心理学、保育原理、保育内容及び子どもの保健（精神保健を含む。）
保健師		筆記試験 （多肢選択式）	事務適性検査	事務職員としての適応性を正確さ、迅速さ等の作業能力の面から問う問題
		記述試験	論文試験	政策課題、行政組織、市民協働、自己作文等のテーマの中から出題

イ 日時・場所

令和元年9月22日（日）午前10時から『京都先端科学大学』において行う。

(3) 1次試験合格発表

令和元年10月上旬に通知する。

4 2次試験

(1) 方法（予定）

ア 個別面接試験（全ての区分）

イ 実技試験（保育士・幼稚園教諭）

(2) 日時・場所

令和元年10月中旬、亀岡市内において行う。

詳しい日時、場所、提出書類等については、1次試験合格者に通知する。

5 3次試験

(1) 方法（予定）

個別面接試験（全ての区分）

(2) 日時・場所

令和元年11月下旬、亀岡市内において行う。

詳しい日時、場所、提出書類等については、2次試験合格者に通知する。

6 最終合格発表

令和元年12月上旬まで（予定）に通知する。

7 採用

最終合格者は、試験区分ごとに作成する職員採用候補者名簿に登載し、令和2年4月1日以降必要に応じ採用される。

なお、この名簿の有効期間は令和3年3月31日までとする。

8 初任給（標準例）

（参考：平成31年4月1日現在。ただし、地域手当を含む。）

大学卒	191,542円
短大卒	170,978円
高校卒	157,516円

試験区分により異なることがある。

上記のほか、市職員の給与に関する条例等の規定に従い、通勤手当、期末・勤勉手当（いわゆるボーナス）等の諸手当が要件に応じて支給される。また、最終学校卒業後に職歴等がある場合などは、基準により初任給に加算されることがある。

9 受験手続及び受付期間

(1) 申込（郵送のみ）

ア 7月1日（月）から配付する申込書、自己紹介書、職務経歴書（職歴のある受験者のみ）及び学芸員試験申込に係る経歴書（学芸員試験の受験者のみ）に必要事項を記入し、最近6箇月以内に撮影した本人の写真（上半身脱帽、正面向タテ4cm、ヨコ3cm）を貼り、亀岡市市長公室人事課に提出することとする。

イ 記載内容等について確認することがあるので、連絡がとれる電話番号を記載すること。

ウ 封筒の表に『採用試験受験』と朱書き、返信用封筒（82円切手を貼って、宛先を明記したもの）を同封のうえ簡易書留で送付すること。

エ 申込書受理後は、申込みをした区分の変更はできない。

オ 心身に障害があり、受験に際して配慮が必要な場合は、あらかじめ連絡すること。

(2) 受付期間

申込みは、令和元年7月1日（月）から令和元年7月22日（月）まで受け付ける。

締切日を7月22日（月）とし、締切日の消印のあるものは有効とする。

10 採用試験についての問い合わせ

受験手続、その他の不明な点は亀岡市市長公室人事課に問い合わせることとする。

〒621-8501 京都府亀岡市安町野々神8番地

電話(0771)22-3131(市役所代表)…(内線2934)

電話(0771)25-5016(人事課直通)

FAX(0771)24-5501

URL: <http://www.city.kameoka.kyoto.jp/>

「揭示済」

亀岡市公告第39号

一般競争入札(条件付き)を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和元年7月3日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- | | |
|--------------|--|
| (1) 工事番号 | 水配替第2号 |
| (2) 工事名 | 水道老朽管耐震化工事(14工区) |
| (3) 工事場所 | 亀岡市本梅町地内 |
| (4) 工事種別 | 水道施設工事 |
| (5) 工事概要 | 配水管 DSGX φ150 L=164.9m
DSGX φ100 L=5.2m
給水管 N=1戸 |
| (6) 予定価格(税込) | 14,784,000円
【入札書比較価格(税抜) 13,440,000円】 |
| (7) 工期 | 契約日の翌日から120日間 |
| (8) 部分払 | 無 |
| (9) 前金払 | 有(原則請負金額の40%以内(消費税法改正法第3条の規定に基づく消費税の税率の改正及び地方税法等改正法第2条の規定に基づく地方消費税の税率の改正が施行されるまでに請求する場合は、落札金額に8%を乗じた額の40%以内)。また、保証事業会社の保証が必要。) |
| (10) 最低制限価格 | 採用 |

- (11) 入札保証金 免除
- (12) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (13) 支給材料及び貸与品 無
- (14) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

- (1) 平成31年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「水道施設工事」の「B等級」に認定された者であり、希望順位3位以上の亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 「亀岡市水道施設等の事故に関する協定」を締結していること。
- (3) 特記仕様書（特記仕様書 3.配水管技能者の資格）及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (4) 手持ち工事（水道施設工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。
（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する平成30年4月1日以降に発注された水道施設工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の水道施設工事の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）
- (5) 受注金額が1億円を超える場合は、入札に参加することができない。
（※受注金額は、亀岡市が実施する平成31年4月1日以降に発注した土木一式工事、建築一式工事及び水道施設工事における受注総計額とする。また、公告日から開札日までの間に、受注金額が1億円を超える場合は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。ただし、契約変更の増減額は対象外とする。）
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (7) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
- (2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）
- ※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,000万円（建築一式は6,000万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。（ただし、請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満の場合は、監理技術者等を非専任で配置することができる。）

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

(3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書（別紙様式2）に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和元年7月3日（水） 午後3時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和元年7月3日（水） 午後3時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和元年7月9日（火） 午前9時から午後5時まで 令和元年7月10日（水） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和元年7月11日（木） 午後5時までに電子入札システムにより通知	
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和元年7月8日（月） 午後5時まで 設計図書に関する質問 令和元年7月12日（金） 午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和元年7月16日（火） 午後5時まで	共通事項5のとおり

入札期間	令和元年7月18日（木） 午前9時から午後5時まで 令和元年7月19日（金） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
開札日時	令和元年7月22日（月） 午前10時	電子入札システムによる

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 企画管理部 契約検査課 (電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第40号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和元年7月3日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- (1) 工事番号 水配替第3号
- (2) 工事名 水道老朽管耐震化工事（15工区）
- (3) 工事場所 亀岡市大井町地内
- (4) 工事種別 水道施設工事
- (5) 工事概要 配水管 DSGX φ75 L=122.6m
HIVP φ50 L=2.1m
- (6) 予定価格（税込） 9,812,000円
【入札書比較価格（税抜） 8,920,000円】
- (7) 工期 契約日の翌日から140日間
- (8) 部分払 無
- (9) 前金払 有（原則請負金額の40%以内（消費税法改正法第3条の規定に基づく消費税の税率の改正及び地方税法等改正法第2条の規定に基づく地方消費税の税率の改正が施行されるまでに請求する場合は、落札金額に8%を乗じた額の40%以内）。また、保証事業会社の保証が必要。）
- (10) 最低制限価格 採用
- (11) 入札保証金 免除
- (12) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (13) 支給材料及び貸与品 無
- (14) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

- (1) 平成31年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「水道施設工事」の「B等級」に認

定された者であり、希望順位3位以上の亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。

- (2) 「亀岡市水道施設等の事故に関する協定」を締結していること。
- (3) 特記仕様書（特記仕様書 3. 配水管技能者の資格）及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (4) 手持ち工事（水道施設工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。
（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する平成30年4月1日以降に発注された水道施設工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の水道施設工事の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）
- (5) 受注金額が1億円を超える場合は、入札に参加することができない。
（※受注金額は、亀岡市が実施する平成31年4月1日以降に発注した土木一式工事、建築一式工事及び水道施設工事における受注総計額とする。また、公告日から開札日までの間に、受注金額が1億円を超える場合は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。ただし、契約変更の増減額は対象外とする。）
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (7) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
- (2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,000万円（建築一式は6,000万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。（ただし、請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満の場合は、監理技術者等を非専任で配置することができる。）

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

(3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書（別紙様式2）に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和元年7月3日（水） 午後3時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和元年7月3日（水） 午後3時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和元年7月9日（火） 午前9時から午後5時まで 令和元年7月10日（水） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和元年7月11日（木） 午後5時までに電子入札システムにより通知	
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和元年7月8日（月） 午後5時まで 設計図書に関する質問 令和元年7月12日（金） 午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和元年7月16日（火） 午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	令和元年7月18日（木） 午前9時から午後5時まで 令和元年7月19日（金） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
開札日時	令和元年7月22日（月） 午前11時	電子入札システムによる

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当該工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 企画管理部 契約検査課 (電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第41号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和元年7月8日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- (1) 工事番号 1道改第1号
- (2) 工事名 市道北古世西川線道路新設改良工事（第1工区その13）
- (3) 工事場所 亀岡市篠町柏原地内
- (4) 工事種別 土木一式工事
- (5) 工事概要 工事延長 L=205.9m W=11.00m
土工 一式

舗装工

車道舗装	ポーラスアスコン	t=5cm	A=587.2m ²
歩道舗装	インターロッキングブロック	t=6cm	A=253.6m ²
	点字ブロック		A=26.6m ²

排水構造物工

街渠工		L=83.4m
自由勾配側溝		L=19.8m
管渠工	重圧管 D300	L=6.7m
集水枡工		N=7箇所

縁石工

縁石工A		L=70.8m
植樹枡		N=6箇所

防護柵工

ガードパイプ	Gr-Cp-2E	L=165.9m
--------	----------	----------

区画線工

溶融式区画線	(W=15cm、45cm)	L=298.7m
--------	---------------	----------

植栽工

植樹工		N=10本
-----	--	-------

(6) 予定価格(税込) 30,180,700円

【入札書比較価格(税抜) 27,437,000円】

(7) 工期 契約日の翌日から令和2年1月31日まで

(8) 部分払 無

(9) 前金払 有(当該工事契約金額の40%以内(消費税法改正法第3条の規定に基づく消費税の税率の改正及び地方税法等改正法第2条の規定に基づく地方消費税の税率の改正が施行されるまでに請求する場合は、落札金額に8%を乗じた額の40%以内)保証事業会社の保証が必要)

(10) 中間前金払 請負金額500万円以上かつ工期150日以上(変更工期を含む。)で前金払をしている工事については、工期の2分の1が経過していること・工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること・当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り、中間前金払(請負金額の20%以内(消費税法改正法第3条の規定に基づく消費税の税率の改正及び地方税法等改正法第2条の規定に基づく地方消費税の税率の改正が施行されるまでに請求する場合は、落札金額に8%を乗じた額の20%以内)。また、保証事業会社の保証が必要。)が請求できる。

(11) 最低制限価格 採用

(12) 入札保証金 免除

- (13) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (14) 支給材料及び貸与品 無
- (15) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

- (1) 平成31年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木一式工事」の「A等級」に認定された者であり、希望順位1位の亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 手持ち工事（土木一式工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。
（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する平成30年4月1日以降に発注された土木一式工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、随意契約、災害対象案件、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）
- (4) 受注金額が1億円を超える場合は、入札に参加することができない。
（※受注金額は、亀岡市が実施する平成31年4月1日以降に発注した土木一式工事、建築一式工事及び水道施設工事における受注総計額とする。また、公告日から開札日までの間に、受注金額が1億円を超える場合は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。ただし、契約変更の増減額は対象外とする。）
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (6) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
- (2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,000万円（建築一式は6,000万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、

営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

(3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書（別紙様式2）に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和元年7月8日（月） 午後1時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和元年7月8日（月） 午後1時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和元年7月12日（金） 午前9時から午後5時まで 令和元年7月16日（火） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和元年7月17日（水） 午後5時までに電子入札システムにより通知	
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和元年7月11日（木） 午後5時まで 設計図書に関する質問 令和元年7月18日（木） 午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和元年7月19日（金） 午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	令和元年7月23日（火） 午前9時から午後5時まで 令和元年7月24日（水） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり

開札日時	令和元年7月25日（木） 午前10時00分	電子入札システムによる
------	--------------------------	-------------

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」とし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 企画管理部 契約検査課 (電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第42号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、南丹都市計画用途地域の変更案を作成するため、次のとおり亀岡市都市計画公聴会を開催する。

令和元年7月10日

亀岡市長 桂川孝裕

1 公聴会の日時及び場所

(1) 日時

令和元年8月28日

午後1時30分から午後4時30分まで

(2) 場所

亀岡市役所1階 市民ホール

2 意見聴取する都市計画原案の概要

(1) 都市計画の種類

南丹都市計画用途地域の変更

(2) 都市計画の位置及び地域

亀岡市篠町篠芦原、上西山、牙ケ尾、小園谷、下西山、鍋倉及び松ケ谷、篠町王子西長尾並びに東つつじヶ丘都台3丁目の各一部

3 都市計画原案の閲覧場所及び閲覧期間

(1) 閲覧場所

亀岡市安町野々神8番地

亀岡市まちづくり推進部都市計画課

(2) 閲覧期間

令和元年8月1日から

令和元年8月14日まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

4 公述申出の方法

(1) 公聴会において意見を述べようとする者

は、次により公述申出書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

ア 提出場所

〒621-8501

亀岡市安町野々神8番地

亀岡市まちづくり推進部都市計画課

イ 提出方法

書面提出（公述申出書（別記様式））

ウ 提出期限

令和元年8月21日（水）《必着》

(2) 公述申出書を提出した者は、公聴会に出席し提出した書面の内容により意見を述べることができる。ただし、市長が必要と認めるときは、公述人の数及び公述の時間を制限することがある。

5 公聴会の傍聴方法

(1) 公聴会を傍聴しようとする者は、次により傍聴を申し込まなければならない。

ア 定員

100人

イ 申込場所

亀岡市役所1階 市民ホール入口

ウ 申込期限（受付日時）

令和元年8月28日 午後1時から

(2) 受付開始から先着順に傍聴者を決定する。

6 公聴会の中止

公述申出書の提出がない場合は、公聴会の開催を中止する。

「揭示済」

亀岡市公告第43号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、南丹都市計画地区計画の決定案を作成するため、次のとおり亀岡市都市計画公聴会を開催する。

令和元年7月10日

亀岡市長 桂川孝裕

1 公聴会の日時及び場所

(1) 日時

令和元年8月28日

午後1時30分から午後4時30分まで

(2) 場所

亀岡市役所1階 市民ホール

2 意見聴取する都市計画原案の概要

(1) 都市計画の種類

南丹都市計画地区計画

(2) 都市計画の名称

篠町篠牙ケ尾地区地区計画

(3) 都市計画の位置及び地域

亀岡市篠町篠芦原、上西山、牙ケ尾、小園谷、下西山、鍋倉及び松ケ谷、篠町王子西長尾の各一部

3 都市計画原案の閲覧場所及び閲覧期間

(1) 閲覧場所

亀岡市安町野々神8番地

亀岡市まちづくり推進部都市計画課

(2) 閲覧期間

令和元年8月1日から

令和元年8月14日まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

4 公述申出の方法

(1) 公聴会において意見を述べようとする者は、次により公述申出書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

ア 提出場所

〒621-8501

亀岡市安町野々神8番地

亀岡市まちづくり推進部都市計画課

イ 提出方法

書面提出（公述申出書（別記様式））

ウ 提出期限

令和元年8月21日（水）《必着》

(2) 公述申出書を提出した者は、公聴会に出席し提出した書面の内容により意見を述べることができる。ただし、市長が必要と認めるときは、公述人の数及び公述の時間を制限することがある。

5 公聴会の傍聴方法

(1) 公聴会を傍聴しようとする者は、次により傍聴を申し込まなければならない。

ア 定員

100人

イ 申込場所

亀岡市役所1階 市民ホール入口

ウ 申込期限（受付日時）

令和元年8月28日 午後1時から

(2) 受付開始から先着順に傍聴者を決定する。

6 公聴会の中止

公述申出書の提出がない場合は、公聴会の開催を中止する。

「揭示済」

亀岡市公告第44号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告し、その関係書類を次により縦覧に供する。

令和元年7月12日

亀岡市長 桂川孝裕

1 縦覧期間

令和元年7月12日以後、常時備え置くこととする。

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地

亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

亀岡市公告第45号

一般競争入札（条件付き）にかかる特定建設工事共同企業体の公募について、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和元年7月18日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

(1) 工事番号 区第3号

(2) 工事名 亀岡駅北公衆便所及び駐輪場整備工事

(3) 工事場所 亀岡市追分町地内

(4) 工事種別 建築一式工事

(5) 工事概要 1) 公衆便所新築工事 1棟

・新築建物概要

構造・階数：鉄筋コンクリート造一部鉄骨造（平屋建て）

規模：建築面積 62.87㎡ 延べ面積 58.99㎡

軒高 3.2m 最高高さ 4.46m

整備内容：多目的便所 1箇所 オストメイト、ベビーシート等併設

女性用便所 1箇所 ブース4箇所
幼児用小便器1箇所

男性用便所 1箇所 ブース2箇所 小便器4箇所
幼児用小便器1箇所

各便所共通事項：全箇所温シャワー便座付き

大便器・小便器手摺各1箇所設置

2) 駐輪場新築工事 2棟

構造・階数：鋼構造（アルミ造 平屋建て）

整備概要：整備面積 東側 72.21㎡ 西側 78.20㎡

駐輪台数 東側（自転車35台 バイク18台）

西側（自転車36台 バイク21台）

3) その他付帯工事 一式

(6) 工期 契約日の翌日から令和元年12月16日まで

(7) 部分払 無

(8) 前金払 有（原則請負金額の40%以内（消費税法改正法第3条の規定に基づく消費税の税率の改正及び地方税法等改正法第2条の規定に基づく地方消費税の税率の改正が施行されるまでに請求する場合は、落札金額に8%を乗じた額の40%以内）。また、保証事業会社の保証が必要。）

(9) 最低制限価格 採用

(10) 入札保証金 免除

(11) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(12) 支給材料及び貸与品 無

(13) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

(1) 平成31年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「建築一式工事」の「A等級」に認定された者のうち、希望順位1位で、亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。

(2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。

(3) 手持ち工事（建築一式工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。

（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する平成30年4月1日以降に発注された建築一式工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、随意契約、JV、災害復旧工事によるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の建築一式工事の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）

(4) 受注金額が1億円を超える場合は、入札に参加することができない。

（※受注金額は、亀岡市が実施する平成31年4月1日以降に発注した土木一式工事、建築一式工事及び水道施設工事における受注総計額とする。また、公告日から開札日までの間に、受注金額が1億円を超える場合は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。ただし、随意契約、JV、災害復旧工事によるものや亀岡市長以外と契約した工事、また、契約変更の増減額は対象外とする。）

(5) 受注件数が1件ある場合は、入札に参加することができない。

（※受注件数とは、亀岡市が実施する平成31年4月1日以降に発注した建築一式工事（A等級対象工事）で受注した件数をいう。）

(6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

(7) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）

(2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,000万円（建築一式は6,000万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

(3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書（別紙様式2）に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等		手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和元年7月18日（木） 午後3時から		共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和元年7月18日（木） 午後3時から		共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和元年7月24日（水） 午前9時から午後5時まで 令和元年7月25日（木） 午前9時から午後4時まで		共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和元年7月26日（金） 午後5時までに電子入札システムにより通知		
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和元年7月23日（火）午後5時まで 設計図書に関する質問 令和元年7月29日（月）午後3時まで		共通事項5-1のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和元年7月30日（火） 午後5時まで		共通事項5-1のとおり
入札期間	令和元年8月1日（木） 午前9時から午後5時まで 令和元年8月2日（金） 午前9時から午後3時まで		共通事項6のとおり
予定価格の公表	予定価格の公表：令和元年8月2日（金） 午後4時以降		入札情報公開システムによる
予定価格に関する質問の受付	予定価格の公表をしたときから 令和元年8月6日（火）正午まで		共通事項5-2のとおり
予定価格に関する質問への回答	令和元年8月7日（水）まで		共通事項5-2のとおり
	【予定価格に関する質問がないとき】	【予定価格に関する質問があるとき】	
開札日時	令和元年8月7日（水） 午前10時	令和元年8月8日（木） 午前10時	電子入札システムによる
再度入札を行う場合の入札期間	令和元年8月8日（木） 午前9時から午後3時まで	令和元年8月9日（金） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
再度入札の開札日時	令和元年8月8日（木） 午後3時以降	令和元年8月9日（金） 午後3時以降	電子入札システムによる

（注）都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

(1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。

(2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。

(3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は(1日目にトラブル等が発生した場合の)予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。

(4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 企画管理部 契約検査課
(電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第46号

南丹都市計画地区計画の案を作成するため、亀岡市地区計画等の案の作成手続に関する条例(昭和58年亀岡市条例第24号)第2条の規定により、次のとおり原案を公衆の縦覧に供する。

この原案について意見がある利害関係人は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までに、亀岡市長に意見書を提出することができる。

令和元年7月25日

亀岡市長 桂川孝裕

1 縦覧する都市計画原案の概要

(1) 都市計画の種類

南丹都市計画地区計画

(2) 都市計画の名称

篠町篠牙ケ尾地区地区計画

(3) 都市計画の位置及び地域

亀岡市篠町篠芦原、上西山、牙ケ尾、小園谷、下西山、鍋倉及び松ケ谷、篠町王子西長尾の各一部

2 縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地

亀岡市まちづくり推進部都市計画課

- (2) 縦覧期間
令和元年8月1日から
令和元年8月14日まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

3 意見書の提出場所及び提出期間

- (1) 提出場所
亀岡市安町野々神8番地
亀岡市まちづくり推進部都市計画課
- (2) 提出期間
令和元年8月1日から
令和元年8月21日まで

「揭示済」

亀岡市公告第47号

南丹都市計画地区計画の案を作成するため、
亀岡市地区計画等の案の作成手続に関する条例
(昭和58年亀岡市条例第24号)第2条の規
定により次のとおり原案を公衆の縦覧に供する。

この原案について意見がある利害関係人は、
縦覧期間満了の日の翌日から起算して1週間を
経過する日までに、亀岡市長に意見書を提出す
ることができる。

令和元年7月25日

亀岡市長 桂川孝裕

1 縦覧する都市計画原案の概要

- (1) 都市計画の種類
南丹都市計画地区計画
- (2) 都市計画の名称
亀岡駅北地区地区計画
- (3) 都市計画の位置及び地域
亀岡市余部町清水、追分町八ノ坪、中河

原、谷筋、一本木及び下島、保津町下中
島並びに古世町向嶋の各一部

2 縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所
亀岡市安町野々神8番地
亀岡市まちづくり推進部都市計画課
- (2) 縦覧期間
令和元年8月1日から
令和元年8月14日まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

3 意見書の提出場所及び提出期間

- (1) 提出場所
亀岡市安町野々神8番地
亀岡市まちづくり推進部都市計画課
- (2) 提出期間
令和元年8月1日から
令和元年8月21日まで

「揭示済」

亀岡市公告第48号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第29条第1項の規定により、亀岡市大井町南部土地区画整理組合から次のとおり理事の氏名及び住所の届出があったので、同条第2項の規定により公告する。

令和元年7月25日

亀岡市長 桂川孝裕

役職	氏名	住所
理事長	田中 幸雄	省略
副理事長	小仲 福男	省略
副理事長	田中 英美	省略

副理事長	田中 泰弘	省略
理事	大釜 信弘	省略
理事	大釜 友三	省略
理事	大釜 茂和	省略
理事	田中 榮一	省略
理事	谷口 源太郎	省略
理事	玉記 舘雄	省略
理事	西村 将雄	省略

「揭示済」

亀岡市公告第49号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、亀岡市亀岡駅北土地区画整理組合から次のとおり理事の氏名及び住所の届出があったので、同条第2項の規定により公告する。

令和元年7月25日

亀岡市長 桂川孝裕

役職	氏名	住所
理事長	関本 孝一	省略
副理事長	森川 佳明	省略
副理事長	田中 勝示	省略
理事	関口 征治	省略
理事	廣瀬 文章	省略
理事	森川 寿文	省略
理事	田中 幸雄	省略
理事	八木 繁	省略

「揭示済」

亀岡市公告第50号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和元年7月29日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- (1) 工事番号 1道改第3号
- (2) 工事名 市道北古世西川線道路新設改良工事（第1工区その14）
- (3) 工事場所 亀岡市篠町柏原地内
- (4) 工事種別 土木一式工事
- (5) 工事概要

工事延長 L=164.2m W=11.0m

土工			1式
舗装工			
車道舗装	表層	ポーラスアスファルト混合物 t=5cm	A=852.3㎡
	表層	再生密粒度As t=5cm	A=93.7㎡
歩道舗装	歩道標準部	インターロッキング t=6cm 透水性 振動軽減タイプ	A=366.3㎡
		点字ブロック t=6cm 300*300	A=36.1㎡
	歩道乗入部	インターロッキング t=6cm 透水性 振動軽減タイプ	A=49.3㎡
		点字ブロック t=6cm 300*300	A=4.5㎡
排水構造物工	街渠工	（一般部、切下部、乗入部、一本落）	L=56.4m
	側溝工	自由勾配側溝（300*300～600、600*800）	L=196.6m
	管渠工	重圧管D300、600 ヒューム管HPφ300 塩ビ管Vuφ300	L=51.9m
	集水樹工	街渠樹、集水樹	N=8.0箇所
縁石工	縁石工	（一般部、切下部、乗入部）	L=99.7m
	植樹樹工	1520*910	N=6.0箇所
		エキスパンドパネル付きガードレール	
防護柵工	路側防護柵工	Gr-C-2E/EP2 土中用	L=160.7m
	防止柵工	H=1.2m	L=130.1m
	車止めポスト工	固定式	N=9.0箇所

- | | | |
|-------|-------------------------------|----------|
| 区画線工 | 溶融式 (W=15cm、45cm、記号・文字) 実線・破線 | L=576.0m |
| 附属施設工 | 道路照明工 | N=1.0基 |
| 植栽工 | 植樹工 高木 トウカエデ ハナミズキ | N=19.0本 |
| | 移植工 高木 トウカエデ ハナミズキ | N=25.0本 |
- (6) 工期 契約日の翌日から令和2年3月10日まで
- (7) 部分払 無
- (8) 前金払 有 (当該工事契約金額の40%以内 (消費税法改正法第3条の規定に基づく消費税の税率の改正及び地方税法等改正法第2条の規定に基づく地方消費税の税率の改正が施行されるまでに請求する場合は、落札金額に8%を乗じた額の40%以内) 保証事業会社の保証が必要)
- (9) 中間前金払 請負金額500万円以上かつ工期150日以上 (変更工期を含む。) で前金払をしている工事については、工期の2分の1が経過していること・工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること・当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り、中間前金払 (請負金額の20%以内 (消費税法改正法第3条の規定に基づく消費税の税率の改正及び地方税法等改正法第2条の規定に基づく地方消費税の税率の改正が施行されるまでに請求する場合は、落札金額に8%を乗じた額の20%以内)) が請求できる。
- (10) 最低制限価格 採用
- (11) 入札保証金 免除
- (12) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社 (公共工事の前払金保証事業に関する法律 (昭和27年法律第184号) 第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。) の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (13) 支給材料及び貸与品 無
- (14) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

- (1) 平成31年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木一式工事」の「A1等級」に認定された者であり、希望順位1位の亀岡市内に本社 (本店) を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 手持ち工事 (土木一式工事) が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。

(※手持ち工事とは、亀岡市が実施する平成30年4月1日以降に発注された土木一式工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、随意契約、災害対象案件、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。)

- (4) 受注金額が1億円を超える場合は、入札に参加することができない。

(※受注金額は、亀岡市が実施する平成31年4月1日以降に発注した土木一式工事、建築一式工事及び水道施設工事における受注総計額とする。また、公告日から開札日までの間に、受注金額が1億円を超える場合は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。ただし、契約変更の増減額は対象外とする。)

- (5) 受注件数が1件ある場合は、入札に参加することができない。

(※受注件数とは、亀岡市が実施する平成31年4月1日以降に発注した土木一式工事（A1等級対象工事）で受注した件数をいう。ただし、随意契約、災害対象案件、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。)

- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

- (7) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）

- (2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,000万円（建築一式は6,000万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

- (3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書（別紙様式2）に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等		手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和元年7月29日（月） 午後1時から		共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和元年7月29日（月） 午後1時から		共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和元年8月2日（金） 午前9時から午後5時まで 令和元年8月5日（月） 午前9時から午後4時まで		共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和元年8月6日（火） 午後5時までに電子入札システムにより通知		
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和元年8月1日（木）午後5時まで 設計図書に関する質問 令和元年8月7日（水）午後3時まで		共通事項5-1のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和元年8月9日（金） 午後5時まで		共通事項5-1のとおり
入札期間	令和元年8月19日（月） 午前9時から午後5時まで 令和元年8月20日（火） 午前9時から午後3時まで		共通事項6のとおり
予定価格の公表	予定価格の公表：令和元年8月20日（火） 午後4時以降		入札情報公開システムによる
予定価格に関する質問の受付	予定価格の公表をしたときから 令和元年8月22日（木）正午まで		共通事項5-2のとおり
予定価格に関する質問への回答	令和元年8月23日（金）まで		共通事項5-2のとおり
	【予定価格に関する質問がないとき】	【予定価格に関する質問があるとき】	
開札日時	令和元年8月23日（金）午前10時	令和元年8月26日（月）午前10時	電子入札システムによる
再度入札を行う場合の入札期間	令和元年8月26日（月）午前9時から午後3時まで	令和元年8月27日（火）午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
再度入札の開札日時	令和元年8月26日（月）午後3時以降	令和元年8月27日（火）午後3時以降	電子入札システムによる

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未滿で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 企画管理部 契約検査課 (電話 0771-25-5041)

「揭示済」

任免及び辞令

関 吉 廣
亀岡市教育委員会委員に任命します

甲 斐 敏 文
亀岡市防災会議委員の委嘱を解きます

前 河 秀 秋
亀岡市防災会議委員に委嘱します
任期は令和2年5月31日までとします

甲 斐 敏 文
亀岡市国民保護協議会委員の委嘱を解きます
前 河 秀 秋
亀岡市国民保護協議会委員に委嘱します
任期は令和2年9月30日までとします

中 村 俊 孝
亀岡市環境審議会委員の委嘱を解きます

大 石 慶 明
亀岡市環境審議会委員に委嘱します

小 野 奈 津 子
亀岡市子ども・子育て会議委員に委嘱します
任期は令和元年11月18日までとします

鈴 木 き み 子
亀岡市民生委員推せん会委員に委嘱します
任期は令和2年10月31日までとします
令和元年7月1日

酒 徳 俊 夫
亀岡市防災会議委員の委嘱を解きます

坂 本 真 一
亀岡市防災会議委員に委嘱します
任期は令和2年5月31日までとします

酒 徳 俊 夫
亀岡市国民保護協議会委員の委嘱を解きます
海 野 貴 人
亀岡市国民保護協議会幹事の委嘱を解きます

坂 本 真 一
亀岡市国民保護協議会委員に委嘱します
任期は令和2年9月30日までとします

山 本 知 弘
亀岡市国民保護協議会幹事に委嘱します
任期は令和元年11月30日までとします
令和元年7月2日

矢 田 勲
亀岡市総合計画審議会委員の委嘱を解きます

木 村 好 孝
亀岡市総合計画審議会委員に委嘱します
任期は令和2年5月14日までとします
令和元年7月9日

山 本 英 幸
川 本 恵 三
櫻 井 邦 男
荒 木 昌 幸
法 貴 雅 男
湯 浅 豊
上 田 政 行
中 井 康 雄
(各 通)
岸 親 夫
井 上 行 夫
松 本 輝 夫
市 岡 悦 子
俣 野 健 二
岩 崎 靖 彦
松 井 章
西 村 基 弘
土 井 勉

亀岡市地域公共交通会議委員に委嘱します
任期は令和3年7月20日までとします
令和元年7月21日

選挙管理委員会欄

告示

亀岡市選挙管理委員会告示第58号

亀岡市条例の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、亀岡市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数及び合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和元年7月3日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 岡野宗忠

1, 492人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第59号

亀岡市議会の解散請求に要する有権者総数の3分の1の数並びに亀岡市の市長、副市長、教育長、教育委員会の委員、選挙管理委員、監査委員及び亀岡市議会議員の解職請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和元年7月3日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 岡野宗忠

24, 854人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第60号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

令和元年7月3日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 岡野宗忠

12, 427人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第61号

令和元年7月21日執行の参議院議員通常選挙における投票管理者及び同職務代理者を次のとおり選任した。

令和元年7月4日

亀岡市選挙管理委員会委員長 岡野宗忠

令和元年7月21日 参議院議員通常選挙 投票管理者・同職務代理者一覧表

地区名	投票区番号	投票管理者		同職務代理者	
		氏名	住所	氏名	住所
亀岡	1	上村祥浩	省略	香川忠廣	省略
	2	武内政一	省略	数井克俊	省略
東別院	3	江見博好	省略	山下直高	省略
西別院	5	濱田忠	省略	西村重喜	省略
	6	岡部龍太郎	省略	川田昌亮	省略
曾我部	7	木内欣信	省略	今西恵一	省略
	8	多田三千男	省略	谷口裕	省略
吉川	9	長尾敬行	省略	佐藤陽介	省略
禰田野	10	石野行男	省略	白波瀬元一	省略
	11	西村一郎	省略	成田一真	省略
本梅	12	西村久子	省略	森村英美	省略
	13	小林久	省略	鈴木智	省略
畑野	14	藤原幸一	省略	齊藤和則	省略
	15	谷口文雄	省略	竹村直樹	省略
宮前	16	柿谷盛博	省略	榎本祐輔	省略
	17	森裕	省略	三宅晃圓	省略
	18	内田敬	省略	足立慎吾	省略
大井	19	浅井康夫	省略	松本和彦	省略
	20	松山定貴	省略	森田幸治	省略
千代川	21	青合弘	省略	山口悟史	省略
	22	俣野弘和	省略	俣野孝明	省略
馬路	23	人見崇夫	省略	平井透	省略
	24	林邦夫	省略	佐藤知草	省略
	25	堤賢一	省略	西出和正	省略
旭	26	平井厚生	省略	平井好子	省略
	27	射場和美	省略	川勝洋太	省略
千歳	28	亀谷憲二	省略	中西孝臣	省略
	29	廣瀬照雄	省略	西山寛	省略
	30	廣瀬二郎	省略	門下研也	省略
河原林	31	今西謙一	省略	綾野昌弘	省略
	32	八木光之	省略	岩本尚志	省略
保津	33	廣瀬文章	省略	倉橋浩史	省略
東本梅	35	日下部勝也	省略	井内康博	省略
	36	中西顯	省略	川内梯二	省略
篠	37	木村憲文	省略	柳谷政人	省略
篠・東つじ	38	山田音弘	省略	上園千佳	省略
西つじ	39	石黒健	省略	大西平四郎成人	省略
亀岡	40	芳野重徳	省略	太田健一郎	省略
篠	41	山本巖	省略	谷智行	省略
南つじ	42	山下雅一	省略	名倉真也	省略
東別院	43	濱井一夫	省略	八田恭尚	省略
篠	44	長谷川忠良	省略	山下大輔	省略

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第62号

令和元年7月21日執行の参議院議員通常選挙における各投票区の投票所を次のように定める。

令和元年7月4日

亀岡市選挙管理委員会委員長 岡野宗忠

投票区名	投票所の施設	所在地
第1投票区	亀岡小学校	亀岡市内丸町15番地
第2投票区	亀岡市役所市民ホール	亀岡市安町野々神8番地
第3投票区	東別院町ふれあいセンター	亀岡市東別院町東掛一アン15番地の8
第5投票区	亀岡市西別院生涯学習センター	亀岡市西別院町袖原佃17番地
第6投票区	犬甘野児童館	亀岡市西別院町犬甘野霜ノ下2、3、4番地
第7投票区	曾我部公民館	亀岡市曾我部町南条北荒水代4-1
第8投票区	寺区公民館	亀岡市曾我部町寺広畑12番地
第9投票区	吉川公民館	亀岡市吉川町吉田沢63番地
第10投票区	亀岡市蒔田野生涯学習センター	亀岡市蒔田野町佐伯西ノ辻9番地の1
第11投票区	奥条公民館	亀岡市蒔田野町奥条大仲17番地
第12投票区	ほんめ町ふれあいセンター	亀岡市本梅町井手梅原3番地
第13投票区	西加舎公民館	亀岡市本梅町西加舎塩賀14番地の1
第14投票区	畑野町公民館	亀岡市畑野町千ヶ畑西山5番地の1
第15投票区	土ヶ畑公民館	亀岡市畑野町土ヶ畑堂ノ下19番地
第16投票区	宮川公民館	亀岡市宮前町宮川谷ノ下103番地
第17投票区	神前ふれあいサロン	亀岡市宮前町神前平見1番地の1
第18投票区	猪倉公民館	亀岡市宮前町猪倉森ノ下10番地
第19投票区	大井小学校	亀岡市大井町並河1丁目3番1号
第20投票区	小金岐区会議所	亀岡市大井町小金岐馬場崎21番地
第21投票区	千代川町自治会館	亀岡市千代川町北ノ庄国主ヶ森19番地
第22投票区	北ノ庄会議所	亀岡市千代川町北ノ庄市場2番地
第23投票区	馬路生涯学習センター	亀岡市馬路町流川2番地の1
第24投票区	池尻区公民館	亀岡市馬路町池尻60番地の1
第25投票区	馬路老人センター	亀岡市馬路町小米田45番地の4
第26投票区	旭コミュニティセンター	亀岡市旭町年角25番地
第27投票区	山階公民館	亀岡市旭町岩ヶ谷82番地
第28投票区	国分公民館	亀岡市千歳町国分西垣内15番地の1
第29投票区	千歳町自治会事務所	亀岡市千歳町千歳垣根2番地の3
第30投票区	出雲会議所	亀岡市千歳町千歳南所26番地
第31投票区	亀岡市河原林生涯学習センター	亀岡市河原林町河原尻上六反田9番地の1
第32投票区	勝林島会議所	亀岡市河原林町勝林島稲荷53番地
第33投票区	保津小学校	亀岡市保津町構ノ内20番地
第35投票区	赤熊公民館	亀岡市東本梅町赤熊南垣内22
第36投票区	大内営農センター	亀岡市東本梅町大内上条30番地
第37投票区	安詳小学校	亀岡市篠町篠中北裏68番地
第38投票区	東つつじヶ丘ふれあいセンター	亀岡市東つつじヶ丘都台3丁目6番7号
第39投票区	西つつじヶ丘ふれあいセンター	亀岡市西つつじヶ丘大山台1丁目12番13号
第40投票区	亀岡市文化資料館	亀岡市古世町中内坪1番地
第41投票区	詳徳小学校	亀岡市篠町柏原田中3番地の1
第42投票区	亀岡市南つつじヶ丘コミュニティセンター	亀岡市南つつじヶ丘大葉台2丁目43番1号
第43投票区	見立自治会館	亀岡市東別院町鎌倉見立19番地171号
第44投票区	西山区集会所	亀岡市篠町王子唐櫃越1番地51

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第63号

令和元年7月21日執行の参議院議員通常選挙における投票記載所の氏名掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のように定める。

令和元年7月4日

亀岡市選挙管理委員会委員長 岡野宗忠

- 1 場 所 亀岡市安町野々神8番地
亀岡市役所
- 2 日 時 令和元年7月4日 午後5時30分

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第64号

令和元年7月21日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票所を次のように定める。

令和元年7月4日

亀岡市選挙管理委員会委員長 岡野宗忠

施設名	所在地
亀岡市役所 市民ホール	亀岡市安町野々神8番地
アル・プラザ亀岡 3階催事場	亀岡市篠町野条上又11番地1

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第65号

令和元年7月21日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票所に係る投票管理者及び同職務代理者を次のとおり選任した。

令和元年7月4日

亀岡市選挙管理委員会委員長 岡野宗忠

令和元年7月21日執行 参議院議員通常選挙
期日前投票所における投票管理者・同職務代理者 一覧表

(1) 市役所 市民ホール

職務を行うべき日	投票管理者		同職務代理者	
	氏名	住所	氏名	住所
令和元年7月5日	八田成雄	省略	岡野宗忠	省略
令和元年7月6日	俣野健一郎	省略	八田成雄	省略
令和元年7月7日	岡野宗忠	省略	八田成雄	省略
令和元年7月8日	岡野宗忠	省略	俣野健一郎	省略
令和元年7月9日	八田成雄	省略	岡野宗忠	省略
令和元年7月10日	俣野健一郎	省略	岡野宗忠	省略
令和元年7月11日	俣野健一郎	省略	八田成雄	省略
令和元年7月12日	岡野宗忠	省略	俣野健一郎	省略
令和元年7月13日	八田成雄	省略	俣野健一郎	省略
令和元年7月14日	俣野健一郎	省略	岡野宗忠	省略
令和元年7月15日	岡野宗忠	省略	八田成雄	省略
令和元年7月16日	八田成雄	省略	俣野健一郎	省略
令和元年7月17日	俣野健一郎	省略	岡野宗忠	省略
令和元年7月18日	八田成雄	省略	岡野宗忠	省略
令和元年7月19日	俣野健一郎	省略	八田成雄	省略
令和元年7月20日	八田成雄	省略	俣野健一郎	省略

(2) アル・プラザ亀岡 3階 催事場

職務を行うべき日	投票管理者		同職務代理者	
	氏名	住所	氏名	住所
令和元年7月13日	岡野宗忠	省略	松野文彦	省略
令和元年7月14日	八田成雄	省略	松野文彦	省略
令和元年7月15日	俣野健一郎	省略	松野文彦	省略

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第66号

令和元年7月21日執行の参議院議員通常選挙において、在外選挙人名簿に登録されている選挙人の国内における投票に係る期日前投票所を次のとおり指定した。

令和元年7月4日

亀岡市選挙管理委員会委員長 岡野宗忠

施設名	所在地
亀岡市役所 市民ホール	亀岡市安町野々神8番地

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第67号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第49条の2第2項の規定を適用する同法第44条第1項の規定に基づき、下記のとおり指定在外選挙投票区を指定する。

令和元年7月4日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 岡野宗忠

記

指定在外選挙投票区 亀岡市第2投票区

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第68号

令和元年7月21日執行の参議院議員通常選挙における開票管理者及び同職務代理者を次のとおり選任した。

令和元年7月4日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 岡野宗忠

開票管理者	省略	岡野宗忠
同職務代理者	省略	八田成雄

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第69号

令和元年7月21日執行の参議院議員通常選挙の開票の場所及び日時を次のように定める。

令和元年7月4日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 岡野宗忠

- 1 開票場所
ガレリアかめおか
亀岡市余部町宝久保1番地の1
- 2 開票日時
令和元年7月21日
午後9時00分

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第70号

令和元年7月21日執行の参議院議員通常選挙における亀岡市開票区の開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のように定める。

令和元年7月4日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 岡野宗忠

- 1 場所 亀岡市安町野々神8番地
亀岡市役所
- 2 日時 令和元年7月18日
午後5時00分

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第71号

令和元年7月21日執行の参議院議員通常選挙の亀岡市開票区においては、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第62条第2項、第4項又は第5項の規定による開票立会人を定めるくじは、行わない。

令和元年7月18日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 岡野宗忠

「揭示済」

農業委員会欄

公 告

亀岡市農業委員会公告第8号

令和元年7月定例総会を下記のとおり公告する。

令和元年7月2日

亀岡市農業委員会
会長 酒井省五

記

- 1 日 時
令和元年7月5日（金）
午後1時30分から
- 2 場 所
亀岡市役所 3階
302・303会議室
- 3 議 題
 - ・第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
 - ・第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について
 - ・第3号議案 令和元年7月農用地利用集積計画（農地中間管理機構・所有権移転）

「揭示済」

亀岡市農業委員会公告第9号

令和元年8月定例総会を下記のとおり公告する。

令和元年7月31日

亀岡市農業委員会
会長 酒井省五

記

1 日時

令和元年8月5日(月)
午後1時30分から

2 場所

亀岡市役所 3階
302・303会議室

3 議題

- ・第1号議案 農地法第18条第6項の規定による通知の承認について
- ・第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
- ・第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見について
- ・第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について

「揭示済」

上下水道部欄

告示

亀岡市上下水道部告示第13号

亀岡市指定給水装置工事事業者
廃止の告示

令和元年7月22日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者から指定給水装置工事事業者廃止届出書が提出されたので、亀岡市指定給水装置工事事業者規程第10条第2号の規定により告示する。

記

1 廃止した業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
276	能勢設備工業	能勢 芳生	京都府宇治市神明石塚38番地の4

2 廃止日 平成31年4月2日

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第14号

亀岡市下水道排水設備指定工事事業者
廃止の告示

令和元年7月22日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者から指定工事業者指定辞退届が提出されたので、亀岡市下水道排水設備指定工事業者規程第15条第2号の規定により告示する。

記

1 廃止処理日

令和元年6月26日

2 廃止業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
283	能勢設備工業株式会社	能勢 芳生	宇治市神明石塚38番地の4

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第15号

亀岡市指定給水装置工事
事業者指定の告示

令和元年7月22日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者を亀岡市指定給水装置工事事業者として指定したので、亀岡市指定給水装置工事事業者規程第10条第1号の規定により告示する。

記

1 指定した業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
296	能勢設備工業株式会社	代表取締役 能勢 芳生	京都府宇治市神明石塚38番地の4

2 指定日

令和元年7月22日

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第16号

亀岡市下水道排水設備指定工事
業者指定の告示

令和元年7月22日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者を亀岡市下水道排水設備指定工事業者として指定したので、亀岡市下水道排水設備指定工事業者規程第15条第1号の規定により告示する。

記

1 指定日

令和元年7月22日

2 指定業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
298	能勢設備工業株式会社	代表取締役 能勢 芳生	宇治市神明石塚38番地の4

「揭示済」